

川崎市教育委員会規則第 6 号

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則

川崎市立図書館規則（平成２年川崎市教育委員会規則第１５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立図書館条例施行規則

第１条中「川崎市立図書館設置条例」を「川崎市立図書館条例」に改め、「昭和２５年川崎市条例第３２号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第３条の規定に基づき、川崎市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営について」を「の実施のため」に改める。

第２条及び第３条を次のように改める。

（公告）

第２条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、条例第５条第１項の規定により川崎市立図書館（以下「図書館」という。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

（１）管理を行わせる施設の名称及び所在地

（２）条例第５条第１項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）

が行う管理の基準及び業務の範囲

（３）指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）

（４）条例第５条第２項の規定による事業計画書その他委員会が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法

（５）前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

（事業計画書等の提出）

第３条 事業計画書等の提出は、委員会が定める期間内にしなければならない。

２ 条例第５条第２項に規定する事業計画書その他委員会が必要と認める書類

は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の図書館の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

第14条を削る。

第13条中「図書館長」を「委員会又は指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「図書館長」を「委員会又は指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「図書館資料のうち」を「条例第12条の教育委員会規則で定めるものは」に改め、「の各号」を削り、「は、貸出しをしない」を「とする」に改め、同条ただし書中「図書館長」を「委員会」に改め、同条第4号中「図書館長」を「委員会」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「図書館資料」の次に「及び特定電子書籍」を加え、同条ただし

書中「図書館長」を「委員会」に改め、同条の表中「電子書籍」を「特定電子書籍」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条中「前条第 5 項」を「前条第 8 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 9 項」に改め、同条ただし書中「及び電子書籍の貸出しを受けようとする者」を削り、同条を第 10 条とする。

第 8 条の見出しを「（貸出カードの交付）」に改め、同条第 1 項中「図書館長」を「委員会又は指定管理者」に、「前条」を「条例第 9 条前段」に、「行った者に対し」を「したときは、」に改め、「貸出カードを」の次に「申請者に」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、学校の授業等において特定電子書籍を利用する場合は、この限りでない。

第 8 条第 6 項中「第 1 項の規定により貸出カードの交付を受けた者」を「登録者」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 5 項中「第 1 項の規定により貸出カードの交付を受けた者」を「登録者」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 4 項中「者」を「もの」に、「図書館長」を「委員会又は指定管理者」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 3 項中「貸出カードの交付を受けた者が、当該」を「登録者が、」に、「図書館長」を「委員会又は指定管理者」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 2 項中「貸出カードは、」を「登録者は、貸出カードを」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項の次に次の 3 項を加える。

2 条例第 9 条前段の登録の有効期間は、3 年とする。

3 前項の規定にかかわらず、学校の授業等において特定電子書籍を利用する場合の登録の有効期間は、当該登録を受けた時点の学校に児童生徒が在学し、又は教職員が勤務する期間とする。

4 貸出カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録の内容

に変更が生じたときは、速やかにその旨を委員会又は指定管理者に申し出なければならない。

第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（貸出し等の登録の申請）

第8条 条例第9条前段の規定により図書館資料（電磁的記録であってインターネットを通じた利用が可能であるもの（以下「電子書籍」という。）を除く。第15条及び第16条を除き、以下同じ。）の図書館以外の場所での利用（以下「貸出し」という。）に係る登録を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、登録申請書又は川崎市図書館システムにより委員会又は指定管理者に申請しなければならない。この場合において、申請者は、個人にあっては氏名及び住所を、団体にあっては当該団体の代表者の住所を証する書類を提示しなければならない。条例第9条後段に規定する電子書籍（以下「特定電子書籍」という。）の利用に係る登録を受けようとする場合も、同様とする。

2 条例第9条後段の教育委員会規則で定めるものは、地方行政資料、郷土資料その他の地域資料とする。

3 第1項後段の規定にかかわらず、児童生徒が在学し、又は教職員が勤務する川崎市立学校（川崎市立看護大学を除く。以下「学校」という。）の授業等において特定電子書籍を利用する場合であって、特定電子書籍の利用に係る登録を受けようとするときは、児童生徒又は教職員は、授業利用登録申請書により委員会又は指定管理者に申請しなければならない。

第5条から第7条までを削る。

第4条中「図書館資料」の次に「（条例第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第7条とする。

第3条の次に次の3条を加える。

(指定管理予定者)

第4条 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第5条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第3条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認める法人等を指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 委員会は、前条第1項に規定する委員会が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 委員会は、条例第5条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、委員会と図書館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 管理に要する費用に関する事項

(3) 管理を行うに当たって保有する個人情報保護に関する事項

(4) 管理の業務の報告に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(6) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項

(7) その他委員会が必要と認める事項

第 15 条を削る。

第 16 条中「図書館は」を「委員会は」に改め、同条を第 15 条とする。

第 17 条第 2 項中「図書館長」を「委員会」に改め、同条を第 16 条とする。

第 18 条中「図書館は」を「委員会は」に改め、同条を第 17 条とする。

第 19 条を第 18 条とし、第 20 条を第 19 条とし、第 21 条を削る。

第 22 条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「に定めるもののほか」を「の実施に関し」に、「別に」を「教育長が」に改め、同条を第 20 条とする。

附則の次に別記様式として次の 1 様式を加える。

別記様式

指定管理者指定書	
川崎市教育委員会指令 第 号	
住所	
名称	
代表者の氏名 様	
を の指定管理者に指定	
しましたので、川崎市立図書館条例施行規則第5条の規定により通知し	
ます。	
年 月 日	
川崎市教育委員会 印	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の廃止)

- 2 川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則（令和 5 年川崎市教育委員会規則第 1 3 号）は、廃止する。